資料－７

手取川水系流域委員会運営方針

１．委員会の公開について

委員会については、原則的に公開するものとする。但し、内容によってはプライバシー等の問題もあるため、公開の範囲については委員会において検討を行うものとする。

■手取川水系流域委員会における公開の考え方

【事前案内について】

１）委員会の開催は、報道関係者に記者クラブを通じて事前案内する。また、一般の方には金沢河川国道事務所ホームページ等を活用して事前案内する。

【公開について】

１）委員会は原則的として公開とする。

２）プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容が含まれる場合は非公開とし、その決定は委員会が行う。非公開とする内容は、情報公開法を参考に以下に関する内容とする。

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合する事により識別され得る情報を含む場合。
- 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れのあるもの。
- 国の安全が害する恐れ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる恐れがあるもの。
- 犯罪の予防・捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の安全の秩序の維持に支障を及ぼす恐れのあるもの。
- 行政機関内部又は行政機関相互の審議・検討又は協議に関する情報であって、開示する事により、率直な意見の交換若しくは意思の決定の中立性が不当に損なわれ、国民に混乱を生じさせる恐れ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れがあるもの。
- 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他行政機関の事務又は事業に関する情報であって、開示する事により、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの。

非公開により委員会を運営するときは、報道関係者及び一般傍聴人に退席してもらい実施する。

【公開に対する対応について】

１）会議の公開は会議の傍聴を認めることにより行い、以下に定めることにより実施する。なお、傍聴の対象者は報道関係者及び一般の傍聴人とする。

①会場の都合により事前に人数制限を告知する。

②傍聴に当たっては、会議の運営を速やかに行うため、会長の指示に従うこととする。

2）撮影（テレビカメラ・スチールカメラ）は議事に入ってからはご遠慮頂くものとする。

3）委員会の資料は報道関係者及び一般の傍聴者に配布する。

4）委員会での発言は委員と事務局のみとする。委員会の席上では、報道機関、一般からの意見、質問等は受け付けない。

①報道関係に対しては、必要に応じ記者発表（会見）を実施する。

②一般傍聴者等に対しては、別の場で事務局が対応する。

5）議事速報は会長に確認して頂いた上で、金沢河川国道事務所ホームページ等で速やかに公開する。

6）議事要旨は各委員に確認して頂いた上で、金沢河川国道事務所ホームページ等で概ね１ヶ月以内に公開する。

２．委員以外の分野の専門家に意見を聴くことについて

委員会規約第５条組織第２項に明記。

（組織等）

第５条　委員会は、別添に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

２　委員会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることが出来る。

３．委員会に対する意見について

意見の取扱について

委員会宛に来た意見については、河川整備計画策定に関する意見は委員会に報告するものとし、それ以外（河川整備基本方針、他河川の流域委員会に関するもの等）は事務局で対応する。

4.手取川水系河川整備計画策定までの流れ（案）

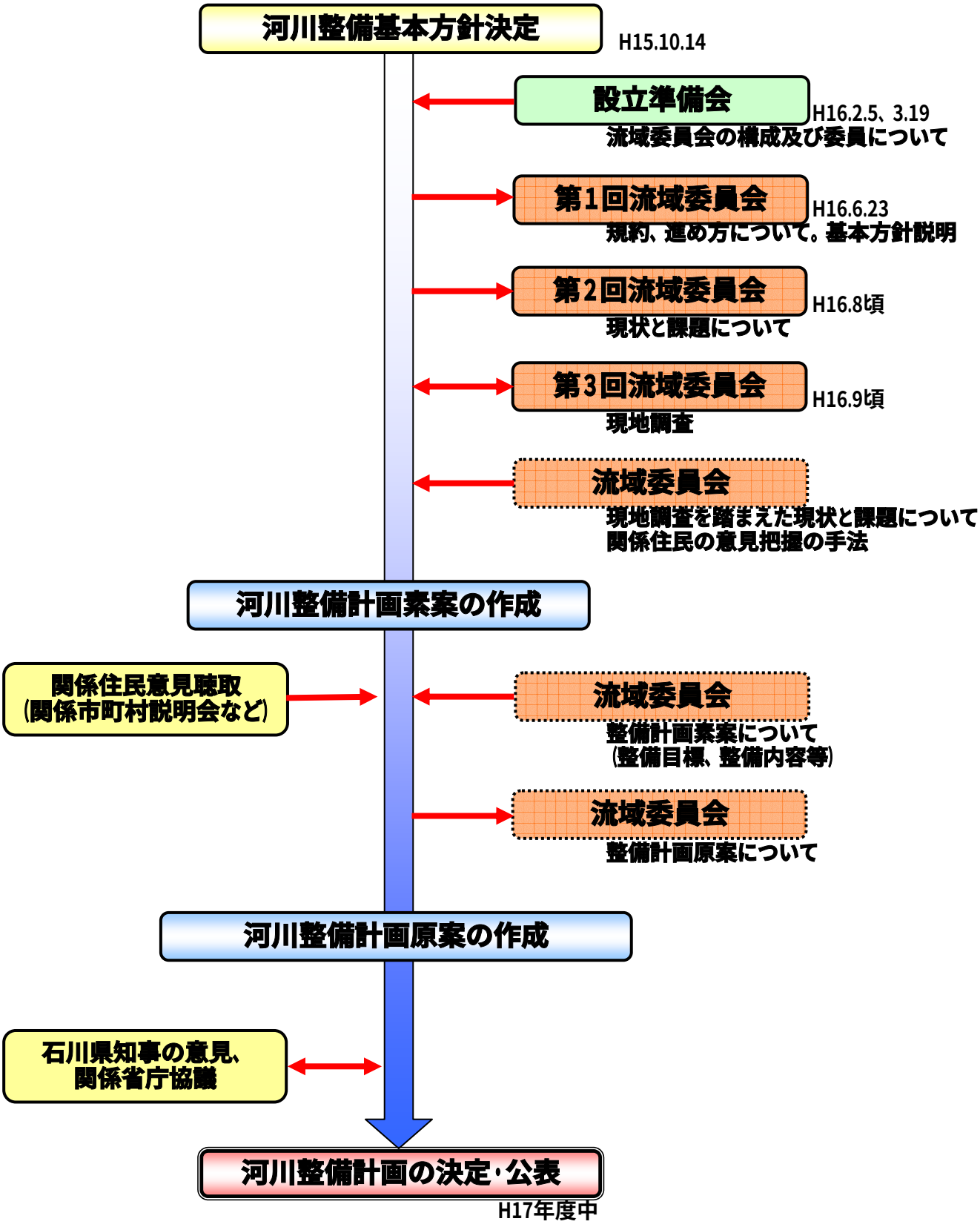

◆河川整備計画策定までの流れの一例（手取川）

手取川水系河川整備基本方針（平成15年10月策定）

■堤防の整備、河道掘削等による河積の増大

現状と課題の説明

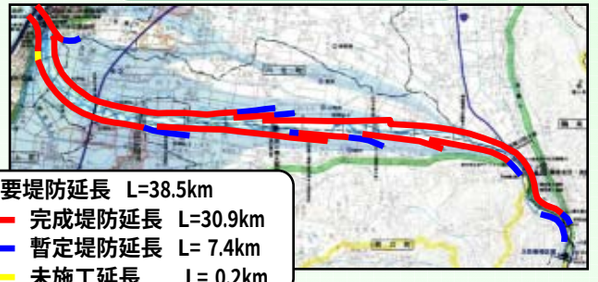

要堤防延長　L=38.5km
完成堤防延長　L=30.9km
暫定堤防延長　L= 7.4km
未施工延長　　L= 0.2km

堤防整備率　約80%
→堤防未整備区間の存在

問題提起
（河川管理者）

現地調査等を実施し、現状と課題を確認

・実際に堤防未整備区間の現地確認を行う

共通認識
（流域委員会、河川管理者）

計画素案に対する意見
（流域委員会）

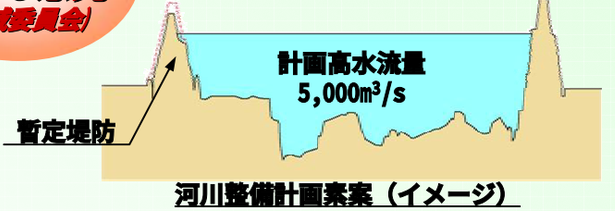

河川整備計画素案（イメージ）

・河川整備計画素案等の資料を基に流域委員会において意見交換

整備目標、整備内容

計画原案の策定
（河川管理者）

計画位置図（イメージ）

築堤イメージ

・流域委員会の意見を踏まえ河川整備計画原案を策定

計画原案の策定

国土交通省　北陸地方整備局